

短期利用(1~2ヶ月程度)のご案内

当社のレンタル収納スペースは短期的・一時的な利用も可能です。
短期利用を検討している場合には、以下の3点にご留意いただきますようお願いいたします。

①最低1ヶ月の利用料金がかかります

当社のレンタル収納スペース利用契約(賃貸借契約)では解約の連絡を1ヶ月前予告と規定しているために最低でも1ヶ月分の利用料金がかかります。
例えば、2~3週間だけでの利用でも1ヶ月分の料金がかかりますのでご了承下さい。

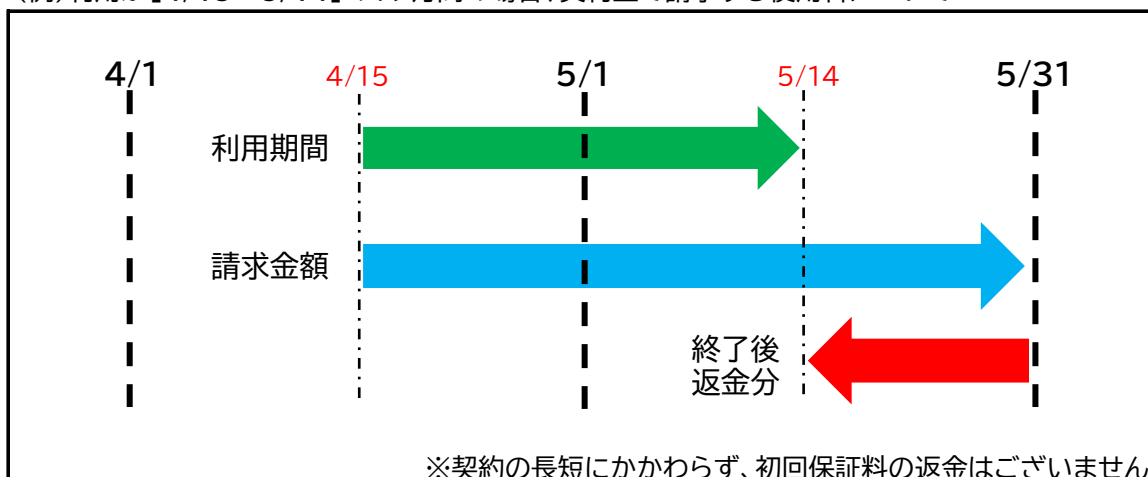
②保証人不要システム(保証会社)について

当社のレンタル収納スペースを契約する場合は、連帯保証人不要システム(保証会社)への加入を必須とさせていただきます。
保証会社とは、賃貸借契約において「連帯保証人」となり、契約におけるお客様の債務すべてを保証する機関です。以後、保証会社が貸主に代わり毎月の料金を口座振替によって集金代行致します。
契約手続きの際には口座振替手続き(所定用紙への記入・捺印)が必要になるのですが、口座振替が開始されるまでの手続きが2ヶ月程度かかります。そのため、開始までの利用料金は契約金で請求致します。
しかし、1~2ヶ月の短期利用では、口座振替開始までに賃貸借契約が終了するケースになり口座振替が実施されないことも想定されますが、その場合でも口座振替手続きを行ってください。
当初の利用予定期間を延長・変更等されるお客様が多数おられます。ご理解のほどお願いします。

③利用を終了される月の料金計算について

当社では利用の開始月および最終月が月途中の場合には日割り計算を致します。
ただし、利用期間が月途中で終了することがすでに確定している場合でも、契約金としてお支払いいただく翌月分の料金(終了月が開始月の翌々月の場合は翌々月分)については1ヶ月分ご請求致します。
これは解約日の変更等(3~4日延長したい、など)に対応するためになります。
解約される日が月途中であり、かつ、予定通り解約日まで保管物の搬出を完了した場合には、その月は日割り計算をしたのち、料金の過払分を契約終了日より30日以内に振込にて返金を致します。

(例)利用が[4/15~5/14]の1ヶ月間の場合、契約金で請求する使用料について



※ 解約日の翌日以後も保管物を搬出せずに残置された状況で、その旨の連絡を何ら行われない場合には、当社は当該契約は継続されていると判断して、解約予告はキャンセルしたものとみなします。
改めて解約の予告連絡をいただくまでは、当社または保証会社より利用料金を請求致します。